

# 職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

## 組合 掲示ボードを再掲 法人 即日にも不当撤去



再掲示した組合掲示ボードの前で声明を読み上げる駒込委員長

6月16日(木)13時頃、職員組合は、百万遍自転車通用口脇の柵に2年前に撤去された掲示ボードを再掲示しました。現場には多くのメディア関係者が取材に駆けつけ、当組合がこうして掲示ボードを自らの手で再掲示するにいたった理由を説明した声明(裏面)を駒込委員長が読み上げました。

同日15時過ぎに人事課から掲示ボードを撤去してほしいという電話がありました。職員組合は、撤去には応じられないが、撤去の前に遡っての話し合いには応じると返答しました。

その後17時過ぎに人事課からすでに撤去したという電話がありました。声明書に記しました通り、当組合としては、京都府労働委員会に不当労働行為として申し立てる準備に入ります。

### あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365

<http://join.kyodai-union.gr.jp>

右のQRコードを用いてスマートフォンからのお申し込みもできます。



ご記入頂いた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

### 連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL: 075-761-8916

FAX: 075-751-8365

内線: 7615(本部地区)

Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

### 京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他(

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望( )

E-mail: @

## 掲示ボードの原状復帰にかかわる声明

京都大学職員組合(以下、職員組合)は、2018年5月に京都大学法人(以下、法人)により撤去された掲示ボードを原状復帰します。

このたび原状復帰する掲示ボード\*は、単体では面積や色彩基準などすべて「京都市屋外広告物条例」(以下、条例)に適合しています。また、この掲示ボードは軽量の素材を採用し、公道へのはみ出しもなく、台風接近時等には速やかに撤去するなど、安全面にも十分に配慮していました。にもかかわらず、法人は「京都大学立看板規程」の施行にあたり、話し合いや交渉なしに一方的に掲示ボードを撤去しました。これは不当・違法な措置です。

職員組合は、条例に定める合計設置面積の範囲内で掲示ボードを掲げることを求めて、この2年あまり法人と団体交渉を重ねてきました。

撤去の理由について、法人は、京都大学が出している「管理用掲示物」の合計だけで、1つの区画が出すことができる広告物の上限 15 m<sup>2</sup>を超えているため、それ以外はすべて違法となると説明する一方、「管理用掲示物」は 30 m<sup>2</sup>まで合計設置面積から控除されることを知らせないなど不実な説明を繰り返してきました。

京都大学の外構に立看板や掲示ボードを掲げて組合活動を学内外の人々に広く知らせることは、数十年間にわたって労使慣行として定着してきたものです。

条例は、労働組合活動のための屋外広告物については基準に適合していれば市長の許可は不要としています。上位規定たる屋外広告物法では「この法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」と定め、日本国憲法は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しています。

法人は、2018年に掲示ボードにかかわる労使慣行を一方的に反故にして撤去したばかりでなく、その後の不実な交渉により労働組合活動の自由を阻害し、これにかかわる個人の権利を侵害してきました。そもそも一店舗に許されるのと同じ合計面積を京都大学の広大なキャンパスに適用すると条例で定めていること自体が著しくバランスを欠くものであり、法人は本来ならば基本的な人権の不当な侵害という観点から条例の杓子定規な運用に異議申し立てをすべきです。それをしないどころか、「京都大学立看板規程」を通じて条例の規定する以上に自由な活動の余地を狭める法人の対応は、到底容認できるものではありません。

職員組合は、ここに不当に撤去された掲示ボードの一部を原状復帰するとともに、もしも法人がこれを再度撤去した場合には不当労働行為として労働委員会に申し立てることを通告します。

2020年6月16日

京都大学職員組合 中央執行委員会

---

\* 安全に配慮し従来の木製の立看板に代え 2009年より中空樹脂(プラダン)のボードを採用。